

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

平成 27 年 6 月 12 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(株主コミュニティの組成) 第 4 条 会員は、<u>株主コミュニティ</u>の組成に当たっては、本協会より、第 26 条第 3 項に基づく指定を受けなければならない。 2・3 (現行どおり) (確認書の徴求等) 第 10 条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。）から、第 15 条第 1 項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書を徴求しなければならない。 (店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前交付書面の交付) 第 15 条 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家	(株主コミュニティの組成) 第 4 条 会員は、<u>株式コミュニティ</u>の組成に当たっては、本協会より、第 26 条第 3 項に基づく指定を受けなければならない。 2・3 (省 略) (確認書の徴求等) 第 10 条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。）から、第 15 条第 1 項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書を徴求しなければならない。 (店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前交付書面の交付) 第 15 条 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家

新	旧
(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の参加者とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。)に対し、金商法第37条の3第1項の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて記載の上、同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 1～17 (現行どおり) 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成27年6月12日から施行する。	(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の参加者とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)に対し、金商法第37条の3第1項各号の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて記載の上、同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 1～17 (省 略) 2 (省 略)